

愛媛県ボッチャ協会規約

(名称)

第1条 この会は、愛媛県ボッチャ協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会は、事務局を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 協会は、愛媛県内でのボッチャの普及と発展を目的として設立する。ボッチャを通して、障がい者スポーツ活動を振興し、健常者との交流を図り積極的な社会参加、地域交流の促進を目指して活動することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ボッチャの普及、啓発（ボッチャ教室の開催など）に関すること。
- (2) ボッチャの指導、審判員の養成、技術の向上に関すること。
- (3) 他団体（県外を含む）が開催する交流会等に積極的に参加し、運営に協力する。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 協会は、第3条の目的に賛同し、次の各号に該当する者をもって会員とする。

- (1) 競技ボッチャを目指す個人
- (2) ボッチャに興味・関心のある個人
- (3) 日本ボッチャ協会の公認資格員の資格を有する個人
- (4) 本会の活動に参加・協力する個人

(会費)

第6条 協会に入会を希望する者は、年会費1,000円を毎年納める。会費の納入を確認したのち、その年度の入会手続きが完了したものとす。いつでも入会手続きはできるが、会費の有効期限は3月31日までとする。

(退会)

第7条 協会の退会は、個人から協会への申し出によって退会とする。

- 2 退会を受理した事務局は、速やかに協会各役員に連絡する。
- 3 会費等の未入金があれば、請求する。年度の途中の退会でも、納入された会費の返還はしない。

(退会勧告)

第8条 協会の秩序や品格を著しく乱した者には、退会を勧告する。

- 2 会費等を2年以上滞納した者には、退会を勧告する。

(役員)

第9条 協会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理事 | 若干名 | (4) 監事 | 2名 |
| (5) 事務局長 | 1名 | | |

(権利)

第10条 会員は、毎年度開催される総会に出席し、その議決権を行使する。議決権は、個人会員1票とする。

(役員選出)

第11条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員任務)

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- (3) 理事は、ポッチャ普及・発展に尽力し、ポッチャ教室の運営を行う。
- (4) 監事は、会計監査をし、総会で報告する。
- (5) 事務局長は、総会、役員会等を開催し協会の運営を行う。また、協会の会計事務を行う。

(役員任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けたときは、原則としてその補充をする。補充により選任された役員の任期は、前任者の任期とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第14条 この会に、次の会を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が招集し、次の事項を決議する。ただし、会長が必要と認めるときは必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の変更
- (5) その他会員が必要と認めた事項

(役員会)

第16条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 総会で決議した事項の執行について

(2) 総会に付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行についての事項

(議決)

第17条 総会及び役員会は、それぞれ出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。この場合、前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(会計)

第19条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 協会の経費は、会員の納入する会費及びその他の収入をもって充てる。

3 歳入、歳出の決算は、会計年度終了後、総会に報告しなければならない。

(規約変更)

第20条 必要に応じて総会の承認を得て、協会規約を変更することができる。

附則 この規約は、令和3年4月3日から施行する。